主 文

本件審判併合の請求を却下する。

## 昭和三六年八月一〇日

## 最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	垂	水	克	己
裁判官	河	村	又	介
裁判官	高	橋		潔
裁判官	石	坂	修	_